

路面清掃業務仕様書

1. 委託期間

令和4年6月1日から令和5年3月31日まで

2. 業務概要

路面清掃コースの種類については次のとおりとする。

(ア) 全コース (詳細・位置図は別紙参照)

機械力清掃→138.27km 人力清掃→6.92km

(イ) 北全コース+岸辺新地下道 (詳細・位置図は別紙参照)

機械力清掃→87.82km 人力清掃→1.76km

(ウ) 南全コース (詳細・位置図は別紙参照)

機械力清掃→57.06km 人力清掃→5.55km

(エ) 秋冬季落葉特殊コース (詳細・位置図は別紙参照)

機械力清掃→67.76km 人力清掃→0.25km

台風、大雨等の臨時対応のため、上記以外の作業コースを指示することがある。

3. 清掃スケジュールと作業コース

下記に示すスケジュールの中で、施工日を決定し、作業すること。

施工日については、作業開始日の5日前までに市監督員に報告すること。

施工日決定にあたっては、前のスケジュールと次のスケジュールとの適正な間隔を、保つこと。

下記スケジュールのほか、台風、大雨等の臨時対応の作業が入る可能性がある。臨時対応により、他のスケジュールについて調整する必要性が生じた場合は、市監督員と協議し決定するものとする。

(1) 6月上旬～中旬

(ア) 全コース 機械力清掃→138.27km 人力清掃→6.92km

(2) 7月上旬

(ウ) 南全コース 機械力清掃→57.06km 人力清掃→5.55km

(3) 8月中旬から下旬

(イ) 北全コース+岸辺新地下道

機械力清掃→87.82km 人力清掃→1.76km

(4) 9月上旬

(ウ) 南全コース 機械力清掃→57.06km 人力清掃→5.55km

(5) 10月上旬

(イ) 北全コース+岸辺新地下道

機械力清掃→ 87.82km 人力清掃→1.76km

(6) 11月上旬

(ア) 全コース 機械力清掃→138.27km 人力清掃→6.92km

(7) 11月中旬～下旬

(エ) 秋冬季落葉特殊コース

機械力清掃→ 67.76km 人力清掃→0.25km

(8) 12月上旬

(エ) 秋冬季落葉特殊コース

機械力清掃→ 67.76km 人力清掃→0.25km

(9) 12月中旬～下旬

(ア) 全コース 機械力清掃→138.27km 人力清掃→6.92km

(10) 1月中旬

(ア) 全コース 機械力清掃→138.27km 人力清掃→6.92km

(11) 2月上旬

(ウ) 南全コース 機械力清掃→ 57.06km 人力清掃→5.55km

(12) 3月上旬

(イ) 北全コース+岸辺新地下道

機械力清掃→ 87.82km 人力清掃→1.76km

(1) ～ (12) 総延長

機械力清掃→ 1,123.24km 人力清掃→50.11km

4. 主任技術者

業務施行可能な経験者を選任すること。

5. 選定要件

休日夜間にも緊急対応が必要なことから、地域要件により、本市又は隣接市(※)に本店又は支店を持つ事業者であること。

※ 近隣市とは、本市に接する周辺市及び周辺市に隣接する市であり、大阪市、豊中市、箕面市、茨木市、摂津市、池田市、高槻市、寝屋川市、守口市、豊能町をいう。ただし、大阪市においては、本市に接する淀川区及び東淀川区とこれら2区に隣接する西淀川区、北区、都島区及び旭区をいう。

6. 作業上の留意点

(1) 本業務は、本市道路施設管理業務委託仕様書に基づくほか下記のものとする。

(2) 本業務は、道路交通法に基づく諸法規を守り、交通及び保安上安全施策を講じ万全の注意を払わなければならない。

(3) 沿道の住民より直接苦情があつときは、丁重に対応し結果を本市係員に文書をもって報

告しなければならぬ。

- (4) 機械力清掃の施工不備な交差点および、凸凹箇所等は、清掃前に作業員により手取り作業を行い、残塵とならないように丁寧に行うこと。
- (5) 歩道敷き道路において歩道上の残塵汚物落葉等が蓄積する時は人力によって清掃するものであるが車道清掃に支障をきたさないように注意すること。
なお、人家の密集する歩道では砂塵公害に留意し苦情の起こらないように注意すること。
- (6) 本業務の作業時間は本市勤務時間と同一とすることを原則とする。
- (7) 市監督員より台風、落葉等の臨時対応要請があった場合は速やかに応じるものとする。また、台風通過前等の待機要請についても同様とする。
- (8) 本業務において回収した土砂塵埃の処理方法については、施工計画書に記載するものとし、市監督員の承諾を得ること。また処分の際はみだりに住民より処理苦情のでないように充分注意すること。その他疑義が生じた場合は、あらかじめ市監督員と協議し、承諾を得ること。
- (9) 本業務に必要な水は原則として車庫位置にて給水するものとする。なお業務途中において盗水することの無いよう作業員に徹底すること。
- (10) 業務完了の都度、市監督員に報告し確認を受け手直しとの注意があった時は速やかに修正作業を行うこと。
- (11) 本業務の写真撮影にあたっては、業者名・施工年月日・清掃前後を記載した黒板を、文字が判読できるよう被写体とともに撮影すること。
- (12) 本業務にあたっては常に作業箇所・内容・担当者等について市監督員に明確に報告できるように連絡事務書明らかにし同所には黒板等を設置し作業員の配置および、作業状況動静等を記入し臨時に対処できるよう万全を期すること。